

## 令和4年度第6回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和5年3月13日(月) 15:25～15:50

### 場所

愛媛労働局会議室

(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎6階)

### 出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、菅委員、八塚委員

事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、  
河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会の廃止について
- 3 令和5年度特定最低賃金改正の意向について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 議事

賃金室長

各委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表の小池委員、土井委員が欠席されておりますが、13名の委員の皆様に出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただいまから、第6回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴人される方におかれましては、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。議事項番2「各特定最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

まず、資料1ページの1を御覧ください。最低賃金の周知・広報用のチラシとなり、愛媛県で適用される最低賃金の一覧表となっております。

資料3ページの資料2を御覧ください。地域別最低賃金と特定最低賃金の審議の経過をまとめたものです。

3ページの「令和4年最低賃金審議経過一覧表」は、本審、小委員会、専門部会ごとに、委員名、開催日、改正最賃額、答申日、発効後の影響率等を表にしております。

4ページの表は、会議ごとに審議された内容をまとめたものです。

5ページの表は、審議経過を時系列に示したものです。本審と答申を赤字、諮問を青字で表示しております。

3ページの表に戻ります。

特定最低賃金の審議結果を振り返りますと、表の中央部分、「審議会・専門部会開催年月日」のところに審議結果が括弧書きで表示されております。

令和4年度は、5業種とも全会一致の決定となりました。引上げ額は6円～32円で、引上げ率で見ると0.63%～3.89%となりました。

このように、特定最低賃金につきましては、全ての審議を終えて、昨年12月25日に効力が発生しております。

なお、机置き資料の1ページから5ページまでに、愛媛の5業種の審議状況を含め、同様の業種の特定最低賃金を設定しております全国の審議状況を一覧にした「令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況」をお配りしております。他県の審議も全て終了しており、昨年度と比較できるように一覧としております。

また、労働協約ケースと公正競争ケースを色分けしておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

森本会長

事務局から説明がありましたとおり、愛媛労働局長から諮問を受けました5業種の愛

媛県特定最低賃金専門部会は、その全ての任務を終了しておりますので、最低賃金審議会令第6条第7項により、本日をもってこれを廃止したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

森本会長

ありがとうございます。御同意いただきましたので、ただいまをもって、  
「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」  
「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会」  
「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」  
「愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会」  
「愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会」  
を廃止いたします。

続きまして、議事項番3「令和5年度特定最低賃金改正の意向について」に入ります。  
事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料7ページの資料 3を御覧ください。今月2日に、日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長名で愛媛労働局長あてに提出のありました「令和5年度特定最低賃金金額改正の申出の意向表明について」と題する文書でございます。労働者側から、来年度も例年どおりの5業種について金額改正の申出をする旨の意向表明がなされております。

この申出書には、正式申請を7月4日までに行う旨が付記されており、正式な申出がありましたら、書類審査の上、改正決定の必要性の有無について、愛媛労働局長より諮問をさせていただくこととなります。

資料9ページから10ページに資料 4として「地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」を示した表と、「特定最低賃金(改正)適用使用者及び適用労働者数等」の一覧表をお付けしております。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議にあたり、基幹的労働者数の3分の1以上という定量的要件がありますが、申出意向表明があった業種ごとの最新の基幹的労働者数等をお示しさせていただいております。

5業種の適用使用者数及び適用労働者数については、「はん用機械」、「電機」、「船舶」は「平成28年経済センサス」を基に、事務局で把握した廃止・新設等の事業所の増減分と愛媛県が毎年出している工業統計調査の労働者数等の比率を考慮して算定した数値となります。「パルプ紙製造業」と「各種商品小売業」は、特定最低賃金の適用範囲と経

済センサスの集計区分が合致していないこと、適用使用者数もそれほど多くないことにより、実数を愛媛労働局の独自名簿で管理している数値となります。

資料 10 ページの各業種の適用労働者数は、表の にございますが、そこから年齢、業務内容等による適用除外労働者数を減じて、 の申出産業の基幹的労働者数（A）を算出しております。

黒字の部分が令和 5 年度の審議に用いる数字で、赤字は今年度に用いた数字です。

数値的には、「各種商品小売業」以外の数値は増加しておりますが、令和 4 年度基礎調査の適用除外率が減少したことが、適用労働者数が増加した理由の一つとなっております。「各種商品小売業」は令和 4 年度に調査対象事業所を全規模としたことにより、適用除外率が増加したことが、適用労働者数が減った理由の一つとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

森本会長

令和 5 年度の特定最低賃金改正の意向表明について、労働者側委員から、何か補足等はありませんか。

白石委員

今の段階では、5 業種の特定最低賃金の改正をお願いすること以外はございません。

森本会長

それでは使用者側委員の皆様から、御意見や御質問等はありませんか。

八塚委員

現段階においてはございません。

森本会長

公益委員の皆様からは、いかがですか。

（発言等なし）

森本会長

それでは、令和 5 年度における愛媛県特定最低賃金 5 業種についての金額改正の意向表明について、審議会として確認させていただきました。

来年度は、労働者側から、令和 5 年 7 月 4 日火曜日までに正式な申出書を提出していただき、事務局での形式審査を経て、改正決定の必要性の有無について審議してまいります。

それでは議事項番4「その他」に入ります。

あらかじめ用意していた議事はありませんけれども、委員の皆様から何かございませんか。

(発言等なし)

森本会長

それでは、本年度の審議会は最後となり、愛媛地方最低賃金審議会の第54期委員の任期は今年度末までとなります。事務局から、来年度の予定、そして、まだ説明されていない資料の説明をお願いいたします。

賃金室長

資料11ページの5を御覧ください。資料5の11ページから13ページが地域別最低賃金の、14ページから16ページが特定最低賃金の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表になっております。

地域別最低賃金については、例年10月1日発効を目標としておりますが、11ページの表で「発効」の月日は一番右側に記載されております。表の最も左側が「答申(要旨公示)」の月日となっておりますので、発効日が10月1日になっている行の一番左側を見ていただきますと、答申日が8月7日月曜日となっております、本年はこの日に答申を得る必要がございます。

同様に、特定最低賃金については、例年12月25日発効を目標としておりますので、15ページを御覧いただきますと、この表の発効日には12月25日がありませんので、前日の12月24日を見ていただくと、10月25日水曜日には答申を得る必要がございます。

ただいま申し上げた日、8月7日や10月25日は、本審を予定する日となります。また、左から2列目の「異議申出締切」の翌日は「異議審」を開催する日程となり、例えば、地域別最賃を10月1日に発効するなら、8月7日に答申を得て、「異議申出締切」が8月22日ですので、その翌日である8月23日水曜日の午前中に「異議審」を開催する必要がございます。

次に資料17ページの資料6の「春闘情勢について」を御覧ください。今年の春闘に向けての総理と経団連会長の発言要旨や労使各側の方針、また令和4年春闘の集計機関別に発表された春闘結果の一覧が示されておりますので、後ほど御確認ください。

続いて資料25ページの資料7を御覧ください。こちらは2月13日に日本銀行松山支店が発表した、「愛媛県金融経済概況」になります。

1の概観では、愛媛県の景気は緩やかに持ち直しているとされております。2の各論において、愛媛の特定最賃の5業種について見ますと、(1)需要項目別動向の「大型小売店販売」は、「緩やかに持ち直している」とされております。次の26ページの(2)

生産の、「紙・パルプ」は、「横ばい圏内の動きとなっている」、「はん用機械」は、「増加している」、「電気機械」は、「幾分弱含んでいる」、「輸送機械(造船)」は、「持ち直しの動きがみられる」とされており。

次に資料 35 ページの資料 8 を御覧ください。3月3日に愛媛労働局が発表した令和5年1月分の「管内の雇用失業情勢について」になります。

有効求人倍率は季節調節値で1.47倍と前月より0.01ポイント低下しましたが、原数値は地域別で東中南予全域で前年同月を上回っております。

37ページの雇用失業情勢判断では、求人が求職を大幅に上回って推移しており、今後物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

資料の方は以上となります。

最低賃金審議会委員の任期は2年です。現在事務局では来期、第55期の委員について、任命手続中でございます。2月7日に推薦公示をさせていただき、2月27日に締め切らせていただきました。予定では本年の4月1日付けで第55期の委員を任命させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

森本会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、御意見や御質問等はありませんか。

(意見等なし)

森本会長

それでは、今期をもって退任される委員がいらっしゃいますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

賃金室長

それでは、継続任期が今期末で10年を迎えることによりまして、退任されることとなりますお二人の委員を御紹介いたします。労働者代表上甲委員と、使用者代表菅委員でございます。

(上甲委員、菅委員挨拶)

森本会長

上甲委員、菅委員、どうもありがとうございました。

それでは、本日が今年度の最後の審議会となりますので、瀧原愛媛労働局長より、御挨拶があると伺っております。瀧原局長よろしくお願いいたします。

愛媛労働局長

各委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本審議会に御出席いただき、そして御審議いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

令和4年度の地域別最低賃金並びに特定最低賃金につきましては、森本会長をはじめ、公労使各委員皆様の御尽力によりまして、円滑に御審議をいただき、地域別、特定最低賃金とも無事に発効することができました。重ねて、深く感謝申し上げます。

改定されました、それぞれの最低賃金につきましては、記者発表、そして各自治体の広報誌への掲載、並びに労使はじめ関係団体の皆様の御協力のもと、周知広報を図ってきたところでございますが、現在は、最低賃金の履行確保に向けて、最低賃金重点監督を実施するなどにより、円滑な施行に努めているところでございます。

また、企業内最低賃金の引上げに向けましては、中小企業・小規模事業の生産性向上の取組を支援する「業務改善助成金」につきましては、本年度も活用促進を図るべく拡充されましたので、まだまだ利用が進んだとは言えないものの、これまでで最も多くの事業場の皆様に活用いただいている状況でございます。今後も活用いただけるようしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

労働局といたしましては、引き続き、最低賃金制度の適切な運用及び生産性の向上に伴い賃上げに取り組む事業場の支援に努めてまいりたいと考えております。

各委員の皆様には、第54期の委員として、最低賃金審議会の運営に御尽力を賜ってまいりましたが、先ほど御説明がありましたとおり、今年度で2年間の任期が終了することとなります。

この2年間は、コロナ禍により経済、社会情勢のみならず、国民生活全体が大きな影響を受け続け、さらに、今年度におきましては、ロシアのウクライナ侵攻がございました。そして、これに起因する為替の急激な変動、エネルギー資源および物価の高騰など、様々な事態が発生し、経済と社会に大きな影響を与える中での金額審議にあたりましては、非常に難しい判断を要することとなり、例年にも増して、各委員の皆様には大変な御苦勞をおかけいたしました。しっかりと御審議いただいたおかげで、地域別最低賃金、特定最低賃金ともに無事発効することができ、皆様の御尽力に対して、あらためて心より深く御礼申し上げます。

また、さきほど御紹介がありました上甲委員、菅委員におかれましては、それぞれのお仕事が大変忙しい状況にあったにもかかわらず、5期、通算10年間の長きにわたり、本審議会の運営を支えていただき、まことにありがとうございました。今期をもちまして、委員を御退任ということになりますが、引き続き、労働行政並びに、円滑な最賃制度の運営に、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本年度最後の審議会の終了にあたりまして私からの挨拶とさせていただきます。

委員の皆様方、本当にありがとうございました。

森本会長

瀧原局長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。